

神奈川県内広域水道企業団職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定に基づき、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事案の内容

当該職員は、令和4年4月8日の勤務時間外において、転売目的で携帯電話を4台購入し、友人Aに譲渡しようとして、Aの友人Bに預けた。その後、Bが警察官に事情聴取を受け、その携帯電話が当該職員のものであると判明し、令和4年9月7日に当該職員は詐欺容疑により警察から事情聴取を受けた。後日行った本人への聞き取りにより、入庁後に携帯電話を転売目的で約50台購入し、Aに譲渡していることがわかった。

なお、本事件は令和5年3月9日に検察に送致された後、令和5年7月13日に不起訴処分の決定がされた。

2 該当職員の所属する部名、職名及び年齢

浄水部・技師・29歳

3 処分の事由

- (1) 転売目的で携帯電話を購入することは、詐欺行為にあたること
- (2) 転売した携帯電話が特殊詐欺に利用される可能性について、全体の奉仕者たる公務員として当然思いを至らせるべきだったこと

4 処分の内容

停職1ヶ月

5 処分年月日

令和5年9月11日

6 企業長のコメント

本事件に係る当企業団職員の詐欺行為は、全体の奉仕者たる公務員としてふさわしくない非行行為であり、県民の皆様に対して心からお詫び申し上げます。

今後は再発防止に向けて、職員の服務規律の徹底を図り、信頼の回復に取り組んでまいります。

問い合わせ先
神奈川県内広域水道企業団
職員課長 佐藤
TEL 045-363-1829(直通)